

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書(平成18年6月)のフォローアップ

(令和4年7月22日現在)

報告書の内容		取組状況
項目	指摘内容	
I. 総論		
(1) 自動車事故対策事業の効率的で効果的な実施	自動車事故対策計画を策定した平成14年時と比較して、自動車事故対策事業の必要性は変わっていないと考えられるが、引き続き、一層効率的で効果的な事業の実施を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、予算要求・執行の過程を通じて効率的・効果的な事業の実施を確保。 ○ 平成23年度～24年度において、事業の効率化を図る観点から、今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会において、財源論・必要性・効率性の論点を踏まえ、個別の運用益事業の今後のあり方について見直しを実施し、平成25年度の事業に反映し、検討結果について自動車損害賠償責任保険審議会において報告。 ○ 今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会において既存事業の効果検証を実施。
(2) (独)自動車事故対策機構の業務の重点化	(独)自動車事故対策機構は、ニーズの高い業務の充実、ニーズの低い業務の縮減により、一層の重点化を図るべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ○ NASVAの第四期中期目標・計画に引き続き、第五期中期目標・計画(令和4～令和8年度)等に基づき、指導講習や適性診断の民間参入に伴う、安全指導業務から被害者援護業務(委託病床の拡充、訪問支援の充実・強化等)や自動車アセスメント業務へ業務を重点化・深度化。

(3)一般会計からの繰戻し	自動車事故対策事業の安定的な実施の観点から望ましくなく、引き続き財務省に対して早期の繰戻しを求める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度予算において、54億円の繰戻しが措置されることとなり、4年連続の増額となった。 ○ 令和3年12月に R5 年度～R9年度における繰戻しについて、令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ、継続的に繰戻す旨の大臣間合意を締結。
---------------	---	---

Ⅱ. 各論

1. 重度後遺障害者が専門的な治療・看護を受けられる機会の確保

(1)療護センターの活用	①療護センターの長期滞留傾向の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成9年9月から5年となっていた入院期間を平成19年4月以降の入院から3年以内に設定し、効果的・集中的な治療・看護により、早期脱却を図っており、現在、長期滞留傾向は概ね解消。
	②療護センターの認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ NASVAにおいて、報道関係者及び被害者団体(総会、学習会等の機会を通じて)に療護施設を周知。また、損害保険会社、(一社)日本損害保険協会及び損害保険料率算出機構に対する周知を引き続き実施。 ○ 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設を周知。
	③療護センターの治療・看護技術の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療護施設において、脳神経外科・意識障害学会や医療専門誌等への発表を積極的に実施。平成21～令和3年度において、日本脳神経外科学会や各種学会の Web 開催等により、計543件の研究成果の発表を実施。 なお、平成21年度から中部療護センターにおいて岐阜大学大学院と連携を進めており(令和2年度までに8名が入学)、上記のうち36件の研究成果の発表を実施。 ○ 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成21～令和3年度において、各療護センターで協力病院及び協力施設の看護師向け研修を開催し、これまでに、計57回、226病院及び15施設、390人が受講。

<p>(2)療護センター機能の委託</p>	<p>意欲ある一般病院に対し、療護センター機能を委託し、治療・看護機会を拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年12月から北海道・九州地区において、療護センター機能の一部を委託するいわゆる委託病床を開始。平成25年1月から近畿地区、平成28年5月から関東西部地区において、委託病床を拡充。 ○ また、療護施設の空白地域となっている地方部を中心に小規模委託病床を平成31年1月から北陸地区、令和2年2月から四国地区に設置し患者の受入を開始。 ○ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う「一貫症例研究型委託病床」を平成29年度から藤田医科大学病院(愛知県)に新たに設置し、平成30年1月から患者の受け入れを開始(令和2年度に5床拡充し、令和3年1月から患者の受け入れを開始)。 ○ 関東地方における待機患者の解消を図るため、小規模委託病床の設置に向けた手続きを進めている(令和5年1月頃の受入予定)。 ○ 委託病床全体において、令和3年度までに計300人の患者を受入、80人が遷延性意識障害から脱却。 ○ 療護施設全体の今後のあり方について、現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、引き続き検討。
-----------------------	--	---

(3)短期入院協力病院の拡充等	①短期入院協力病院の指定数を増やし、各都道府県に協力病院を確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入院協力病院は全国に206病院を指定。また、平成25年度より、短期入所(ショートステイ)を積極的に受け入れる協力施設として全国に138施設を指定。平成30年度において各都道府県に協力施設を確保済。 ○ 協力病院の短期入院の利用促進等を図るため、令和4年度より、短期入院協力事業を見直し、重点支援病院の選定、選定病院への重点的な支援制度を導入。今後、協力施設の短期入所の利用促進を図るための方策について、検討。
	②協力病院と療護センター等との連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度から各地域において、協力病院、療護センター及びNASVAの担当者による意見交換会を開催。平成25年度から、国土交通省や協力施設、被害者団体も参加した意見交換会を開催。 ○ 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成21～令和3年度において、各療護センターで協力病院及び協力施設の看護師向け研修を開催し、これまでに、計57回、226病院及び15施設、390人が受講。(再掲) ○ NASVA機関誌、介護料受給世帯への訪問支援、交流会等により、協力病院・施設の利用を案内。
(4)介護料の支給対象品目等の見直し	①介護料の支給対象品目をニーズの高いものへ見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護料受給世帯からのニーズが高かった①紙おむつ②尿とりパッド③痰吸引用カテーテルの3品目について、平成19年度から介護料支給対象品目に追加。 ○ 導尿カテーテル等について、平成27年度から支給対象品目に追加。 ○ パルスオキシメーター等について、令和2年度から支給対象品目に追加。 ○ 感染症予防対策等に係る消耗品等について、令和3年1月から支給対象品目に追加。

	<p>②介護料や短期入院費用助成に関する支給要件見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特I種(脳損傷者)の介護料受給者に対して2年毎に提出を求めている診断書について、平成21年度からその提出期間を3年毎に延長。 ○ 短期入院(入所)費用助成の上限範囲を、平成23年度から「年間45日以内かつ年間45万円以内」に拡大するとともに、1回の助成限度額を「入院(入所)1日当たり1万円の上限額に患者移送費を加えた額」に拡大。 ○ 介護料支給額について、労災介護補償給付額の引き上げに合わせ増額改定を実施(令和元年度、令和2年度)。 ○ 令和4年度からリハビリ目的で短期入院を利用する場合に限り、1回あたり利用日数の上限を「14日」から「30日」へ拡大。
<p>2. 心のケアや情報提供を受けることが出来る環境の整備</p>		
<p>(1)関係機関等との連携体制の構築</p>	<p>国土交通省を中心に、関係機関(市区町村・都道府県警察・救急病院等)、関係団体(医師会・弁護士会等)との連携体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省自動車交通局保障課(当時)に平成20年7月に「被害者保護企画官(現被害者保護企画調整官)」を、平成22年10月に「被害者対策係」を設置し、被害者団体の総会等への出席や意見交換会の開催等、連携を強化。 ○ NASVA本部・(主管)支所において、地域の拠点病院・市町村等へ訪問し、意見交換を実施。

(2)自動車事故対策機構による相談対応や情報提供の充実	①相談窓口機能の充実・提供情報の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関・団体が行っている各種支援策の情報を集約し、交通事故被害者やその家族に総合的な情報提供を行う窓口として、平成19年10月、「NASVA交通事故被害者ホットライン」を開設。令和3年度は、1,512件の問い合わせに対して情報提供を実施。平成24年の関越道における高速ツアーバス事故の際には、被害者への制度周知や休日も開設して対応を行った。加えて、平成28年の軽井沢スキーバス事故の際にも被害者への制度周知を行った。 ○ NASVA支所の担当者が介護料受給世帯を訪問して個別相談に応じる「訪問支援」を実施(令和3年度訪問実績:4,091人(前年度末受給資格者数の86.7%))。 ○ 被害者家族の声を受け、自動車事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を網羅的に紹介するパンフレット「交通事故にあったときには」を平成25年度に作成し、平成26、28年度には増刷を行った。また、同様の内容が閲覧できるよう国土交通省ホームページの改修を実施。平成30年度、令和元年度、2年度には掲載内容を一部修正したうえでさらに増刷を行い、医療機関、相談機関、保険会社等へ配布して、各種制度等を周知したほか、令和2年度にもさらに掲載内容を見直した上で増刷を行った。
	②被害者家族が必要とする各種情報の資料化・配付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省及びNASVAにおいて、被害者団体の総会、学習会等に参加するとともに、NASVA支所において被害者団体との交流会を開催し、被害者援護制度を周知。 ○ NASVAにおいて、警察庁主催の相談窓口、交通遺児等支援担当者意見交換会等に参加し、被害者援護制度を周知するとともに、関係機関との連携を強化。
	③関係機関への積極的なPR・広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ NASVAにおいて、報道関係者や被害者団体に対して情報提供を行うとともに、救命救急センター等の病院、損保協会、JA共済、市区町村、関係機関等に対して被害者援護制度の周知・協力依頼を継続的に実施。
(3)被害者団体の活動の支援	①国土交通省、自動車事故対策機構による被害者団体等の活動の後援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省、NASVAにおいて、被害者団体の講演会、全国大会等を後援するとともに、同会合に参加し、意見交換を実施。

	②被害者の活動の広報	<ul style="list-style-type: none">○ 国土交通省ホームページにおいて、自動車事故関係被害者団体の情報を掲載し、広く一般に紹介。○ NASVAの訪問支援や在宅介護相談時に、被害者団体等を紹介。
--	------------	---

3. 損害賠償の保障の充実

(1)高次脳機能障害認定システムの充実

現行の高次脳機能障害システムについて、専門家の意見を踏まえ問題の有無等を検討

- 損害保険料率算出機構では専門家による検討委員会による報告書を受けて、平成30年7月より、MTBI等の診断がなされている事案を審査対象要件に明記する等、高次脳機能障害認定システムの見直しを実施。
 - ① 画像所見が認められなくてもMTBI、軽度外傷性脳損傷の診断がなされている事案について、審査対象を選別する要件に追加した。
 - ② MRI、CT等の画像所見が認められず、MTBI、軽度外傷性脳損傷との診断がなされている事案については、認定困難事案として、損害保険料率算出機構の本部審査会において審査・認定を行うこととした。
 - ③ 医師等に送付する調査様式について、救急搬送時の記録、他院への診療情報提供書及び退院時サマリー等の提供を依頼する記載を追加した。

<参考>自賠責保険(共済)審査会(高次脳機能障害専門部会)における審査件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
審査件数	5,342件	5,462件	5,328件	5,107件	5,098件	4,935件	4,836件	4,186件

- MTBI や脳脊髄液減少症等の脳機能に関する新たな障害について、それぞれ厚生労働省と連携強化を図るとともに、障害に関する厚生労働省の研究成果等について保険会社に対し周知を図り、自動車関連団体に対しても啓発を図った。
- 令和元年度より、リーフレット「自賠責保険(共済)における脳外傷による高次脳機能障害の後遺障害認定について」を作成し、保険業界及び医療関係機関へ発送し、また、令和2年度以降においてはこれらに加えて関係学会にも周知をして、啓発を図った。

(2)政府保障事業における運用の変更	可能な限り自賠償保険に近い損害てん補が行われるよう運用を変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府保障事業の損害てん補基準を一般国民に開示するため、これを告示したほか、平成19年4月より、被害者救済の充実を図る観点から、通常の過失相殺に比べて、減額される範囲が大幅に緩和される重過失減額制度を導入するとともに、好意同乗減額制度及び親族間事故の慰謝料減額制度を廃止した。 ○ 保険法制定に合わせ、自賠法を改正し、政府保障事業への請求時効を2年から3年に延長(平成22年4月1日施行)。 <p>【参考】自賠償保険の本人請求(15条)、被害者請求(16条)についても同様に、請求時効を2年から3年に延長(平成22年4月1日施行)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府保障事業の損害てん補基準につき、看護料、休業損害、慰謝料(傷害及び後遺障害)、逸失利益(逸失利益及び死亡)、葬儀費、就労可能年数とライプニッツ係数表、平均余命年数とライプニッツ係数表、全年齢平均給与額をそれぞれ改定(令和2年4月1日施行)。
--------------------	--------------------------------	---

4. その他の被害者救済対策

(1)診療報酬基準案の全国的な浸透	診療報酬基準案の全国的な浸透	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年11月に山梨県で導入されたことにより、全 47 都道府県で診療報酬基準案が導入された。 ○ ただし、各都道府県での実施状況は差が大きく、今後、診療報酬基準案のさらなる定着に努めていく。 																					
(2)自賠償保険の保険金限度額の検証	自賠償保険の保険金限度額について、現時点の総損害額を実態調査し、現行水準を検証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害保険料率算出機構等の協力により、令和元年度の死亡及び重度後遺障害に該当する事案の一括払い平均支払い額の実態調査を行い、過去の検証結果との比較を行ったところ、損害額に大きな変動は見られなかった。 <table border="1" data-bbox="1025 1078 2130 1326"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>H17</th> <th>H19</th> <th>H23</th> <th>H27</th> <th>H29</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>37,138 千円</td> <td>37,724 千円</td> <td>37,029 千円</td> <td>37,236 千円</td> <td>38,377 千円</td> <td>39,306 千円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害別表 第一第1等級</td> <td>54,882 千円</td> <td>58,125 千円</td> <td>59,213 千円</td> <td>59,476 千円</td> <td>59,313 千円</td> <td>63,572 千円</td> </tr> </tbody> </table>	(年度)	H17	H19	H23	H27	H29	R1	死亡	37,138 千円	37,724 千円	37,029 千円	37,236 千円	38,377 千円	39,306 千円	後遺障害別表 第一第1等級	54,882 千円	58,125 千円	59,213 千円	59,476 千円	59,313 千円	63,572 千円
(年度)	H17	H19	H23	H27	H29	R1																	
死亡	37,138 千円	37,724 千円	37,029 千円	37,236 千円	38,377 千円	39,306 千円																	
後遺障害別表 第一第1等級	54,882 千円	58,125 千円	59,213 千円	59,476 千円	59,313 千円	63,572 千円																	

(3)自賠責保険金の支払適正化措置等の充実	①より確実に過小払い等に関する事後チェックが働くよう国土交通省における審査システムの改善等審査体制の強化	○ 保険金支払に関する重要事案審査について、より効率的、迅速に業務を実施するため、平成24年度に審査システムを再構築し、業務の見直しを実施。
	②紛争処理機構の審査体制の充実	○ 事務処理の効率化を推進し、紛争処理日数の短縮化等を図った。 ○ 紛争処理委員は、平成20年7月以降100名以上の体制(令和3年度については97名)としており、紛争処理委員会の開催回数は、平成19年度以降毎年200回以上実施(令和3年度については189回)している。
(4)重度後遺障害者の生活支援に関する議論等	生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親なき後」の実態等の把握に努めるとともに、実現可能な生活支援の方策が考えられないか、財源に十分に配慮しつつ関係者と真摯な議論を継続	○ 平成20年度に実施した「親なき後」の実態調査を踏まえ、平成21年度に介護者が「親なき後」に備えるため、成年後見、入所施設、相談先等に関する情報を一部地域ではあるが、国土交通省において試行的にウェブサイトを整備し、運用を行った。 平成26年5月にはNASVA ホームページにサイトを開設し、段階的に各地域の調査を進め、調査結果を逐次反映してきた。平成30年度において全国地域の調査を終了し、その情報を反映させた。 今後も情報の更新等を行いつつ継続的に運用。 ○ 介護者なき後(親なき後)を見すえた日常生活支援の充実のため、在宅重度後遺障害者が地域のグループホーム等障害者支援事業所での支援を受け、安心して生活することができるよう、平成30年度より、障害者支援施設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保に係る経費への補助事業を開始。 (補助事業者数実績 :令和元年度、45事業者 令和2年度、56事業者 令和3年度、65事業者) ○ 令和4年度より、補助事業を見直し、グループホーム等の新設等を支援するとともに、既存のグループホーム等を対象に設備導入や介護人材確保に係る経費への補助事業を開始。 ○ さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後(親なき後)への対応に

		<p>ついて、引き続き検討。</p>
<p>(5)保険会社等による対応</p>	<p>保険会社等に関して、自賠責保険の支払いにつき、「一層の適正化」を図るための検討を行い、適切な対応を行う。</p> <p>保険会社等においては、附帯決議に係る各事項に基づいて検討を行い、適切な対応を行うことが適当である。</p> <p>(附帯決議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性の確保、被害者等に対する情報の開示及び説明等の充実を含め、一層の支払いの適正化を図る。 ・運用益事業について事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開する。 ・自賠責保険料の適正かつ効率的な運用を図り、従来以上に被害者に対し配慮する。 ・徹底した各種経費の削減及び合理化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後遺障害事案等(高次脳機能障害、非器質性精神障害等)の認定にあたり、被害者に対して、丁寧な案内を実施している。 ○ 支払適正化に向けた業務の見直しを随時検討・実施している(一括払制度にかかるパンフレットを令和3年度に改定)。 ○ 被害者救済対策や事故発生防止対策等を目的として実施している運用益事業については、第三者委員で構成される自賠責運用益使途選定委員会で審議のうえ、自賠責保険審議会(金融庁)へも報告し、情報を公開している。 ○ 保険会社において社費(人件費・物件費)削減努力を行っており、自賠責審議会において、毎年、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、保険会社の社費を含む自賠責保険料率全体の適切性を確認している。

5. 事故発生防止対策

今後の事故発生防止対策

ドライバーに起因して発生する事故をより確実に減少させることができるよう不断の見直しを行い、重点化に努める。

- 世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の“安全トライアングル”により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和3年3月に策定し、令和7年までに24時間死者数225人以下、重傷者数2,120人以下等の目標設定を行った。これらの達成に向けた各種重点施策を、国土交通省・事業者など関係者一丸となって実施するとともに、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にフォローアップを行っていく。
- 平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、同年6月にとりまとめた85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施している。
- 睡眠呼吸障害、脳疾患、心疾患等の主要疾病の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査をより効果的なものとして普及させるため、事業者における国土交通省のマニュアル・ガイドラインの周知状況、スクリーニング検査の実施状況などについて調査・分析を行った。
- 「事業用自動車事故調査委員会」において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っており、令和4年6月末現在、50件の報告書を公表し、10件の調査を実施している。

6. 引き続き検討すべき課題

(1)救急治療の支援	<p>AEDによる応急救護、ドクターヘリといった新たな救急手段の動向を踏まえつつ、厚生労働省における施策との連携・協力を検討</p>	<p>○ ドクターヘリについては、厚生労働省等により運航経費の補助が行われている。また、損害保険協会及びJA共済連においては、これに合わせて運用益を活用して講習会等に要する費用の補助を行っている。</p>
(2)無保険車対策	<p>関係省庁との調整による効果的な無保険車対策を検討</p>	<p>○ 無保険車対策として次の対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自賠責制度の広報・啓発 ②警察と協力した街頭取締り ③保険加入状況管理業務 ④駅前広場等における監視活動 <p>○ 原付等の無保険車の取締り強化に資するとともに、ユーザーも自ら保険期間を認識しやすくするよう保険標章(ステッカー)の色を保険契約が満期となる年ごとに変更(平成23年4月1日施行)。</p> <p>○ 保険加入状況管理システム(軽二輪・原付)について、保険会社から入手する契約データを統一化。</p> <p>○ 令和3年度以降警告はがきの送付枚数を5,000枚/月から7,000枚/月に拡大。</p>

令和4年度自動車安全特別会計の運用益の用途について

令和4年7月

自動車安全特別会計運用益活用事業

国土交通省

1. 被害者保護増進対策

(単位：千円)

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は補助等対象事業者	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 【独立行政法人自動車事故対策機構】		7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	
○療護施設の設置・運営 ・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設を設置・運営する。							
○訪問支援 ・介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給者やそのご家族の方からの介護に関する相談への対応や各種情報の提供等を実施する。		7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	-
○交通遺児等貸付 ・交通遺児等に対する生活資金の貸付け等を行う。							
○自動車アセスメント等 ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。							
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金 【独立行政法人自動車事故対策機構】		139,640	126,280	359,144	441,100	81,956	22.8
・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの施設を整備する。							
(3) 独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料等の支給等 [自動車事故対策費補助金] 【独立行政法人自動車事故対策機構】		3,928,821	3,925,739	3,945,056	4,094,565	149,509	
○介護料支給 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して介護料を支給する。		3,816,546	3,875,860	3,841,763	3,982,290	140,527	
○短期入院・入所費助成 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して短期入院・入所費を助成する。		112,275	49,879	103,293	112,275	8,982	3.8
○回収不能債権補填金 ・交通遺児等に対する貸付金債権のうち、回収不能債権を補填する。		0	0	0	0	0	

1. 被害者保護増進対策

(単位：千円)

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は補助等対象事業者	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(4)自動車事故医療体制整備事業[自動車事故対策費補助金]		478,005	180,669	491,339	615,856	124,517	
○救急医療機器整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。【医療機関】		10,185	10,000	10,185	0	△ 10,185	
○短期入院・入所協力事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入体制の整備及び強化に要する経費の一部を補助する。【医療機関、障害者施設】		154,520	42,892	156,956	200,856	43,900	25.3
○社会復帰促進事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、高次脳機能障害者の機能訓練を受け入れる事業所に対する受入体制の整備等に要する経費の一部を補助する。【障害者施設(機能訓練等)】		—	—	—	42,000	皆増	
○在宅生活支援環境整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の介護者が亡くなって介護をする人がなくなった場合(いわゆる「介護者なき後」)等に地域の障害者支援施設やグループホームでの支援を受け生活することができるよう、受入施設に対する設備導入や介護人材確保に要する経費の一部を補助する。【障害者施設、グループホーム】		313,300	127,777	324,198	0	△ 324,198	
○自動車事故被害者受入環境整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の介護者が亡くなって介護をする人がなくなった場合(いわゆる「介護者なき後」)の受け皿を整備するため、グループホーム等を新設する際に必要となる経費の一部を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や設備導入等に係る経費の一部を補助する。【グループホーム、障害者施設】		—	—	—	373,000	皆増	
(5)自動車事故相談及び示談あつ旋事業[自動車事故対策費補助金]		570,910	556,715	570,000	570,000	0	0.0
・自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあつ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する(事故相談事業、示談あつ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業、高次脳機能障害相談事業)。【(公財)日弁連交通事故相談センター】							
(6)交通遺児育成給付金支給事業[自動車事故対策費補助金]		23,592	16,773	22,688	23,000	312	1.4
・交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。【(公財)交通遺児等育成基金】							

2. 自動車事故発生防止対策

(単位：千円)

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は補助等対象事業者	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1)独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金【独立行政法人自動車事故対策機構】		7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	
○指導講習、適性診断 ・運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断を実施する。		7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	-
○自動車アセスメント等 ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。<再掲>							
(2)自動車運送事業の安全総合対策事業【自動車事故対策費補助金】							
○事故防止対策支援推進事業 ・自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、ASV、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの普及、社内安全教育及び過労運転防止のための先進的な取り組みの促進といった自動車運送事業の安全に資する施策に必要な経費の一部を補助する。【自動車運送事業者等】		873,754	831,534	853,467	879,088	25,621	3.0
(3)事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化事業【自動車事故対策委託費】							
事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故の背景にある組織的・構造的問題の解明などを図るなど、高度かつ、複合的な事故要因の調査・分析の一層の充実とこれに基づく有効な再発防止策の提言の強化を図るため、事業用自動車事故調査委員会に係る業務(重大事故の調査や提言など)を外部委託する。【当該事業を受託する者】		56,751	56,550	56,550	56,550	0	0.0
(4)自動運転車等事故分析事業【自動車事故対策委託費】							
自動運転車の事故が発生した場合、その原因は事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、ドライバーの対応状況など様々な要因が考えられることから、総合的な事故調査・分析を客観性、真正性を確保した形で実施する体制を確立するため、自動運転車の事故の調査分析に係る業務を外部に委託し、速やかな事故原因の究明に取り組む。【当該事業を受託する者】		4,313	0	4,202	4,202	0	0.0

令和4年度民間保険会社の運用益の使途について

令和4年7月

令和4年度 自賠責保険運用益拠出事業

一般社団法人 日本損害保険協会

(単位：千円)

1. 自動車事故防止対策

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(1) 飲酒運転防止のための啓発事業支援【(NPO)ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転による事故は厳罰化などによって減少傾向にはあるが、未だ飲酒運転による重大な事故が発生している。 ・ 2014年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことも踏まえ、広く一般市民向けに公開スクーリングや啓発活動を行い、飲酒運転防止を呼びかける。 	5,500	5,500	5,500	5,500	0	0.0%
(2) 安全運転支援装置の体験による交通事故防止意識の醸成および同装置の普及促進【(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大事故が散見されており、官民連携してセーフティ・サポートカーの普及啓発に努めているところである。 ・ 本事業では、指定自動車教習所に「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」を配備し、高齢者講習等で来所する高齢運転者および新免許取得者に同装置を体験してもらうことで、安全支援装置の理解・利用促進を図り、交通事故防止の意識向上および同装置の普及促進に寄与する。 	/	/	19,000	20,112	1,112	5.9%
(3) オンラインを活用した交通安全教育手法の開発および普及【(一財)日本交通安全教育普及協会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの感染予防により、従来の対面・集合型の交通安全教育が相次いで実施できない事態に陥っており、交通事故に巻き込まれる確率の高い若年層に対して、交通安全を学習する機会が作れなかったことは交通事故防止の啓発・教育の観点で課題がある。 ・ 本事業では、非対面・非接触型の交通安全教育の手法を検討・開発し、「新しい生活様式」に対応した交通安全教育モデルの普及を図る。 	/	/	4,999	5,999	1,000	20.0%
(4) 交通事故防止用機器の寄贈【警察庁(都道府県警察)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察への交通事故防止用機器の寄贈を通じ、交通事故の防止・抑制を図る。 ・ 寄贈機器は、運転者疑似体験教育装置、歩行者疑似体験教育装置(小型)、運転者疑似体験型集合教育装置、運転能力診断装置および可搬式速度違反自動取締装置とする。 ・ 特に「歩行者疑似体験教育装置(小型)」は、高齢者などへの交通安全教育に有効である。また、「運転者疑似体験教育装置」は、実際にハンドルやブレーキ操作を行って様々な交通状況での自動車の運転を疑似体験することができ、危険予測能力と交通安全意識の向上が期待される。 	55,110	54,841	54,428	52,481	▲ 1,947	▲ 3.6%
(5) 自転車事故防止のための交通安全教育支援【(一財)全日本交通安全協会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察統計によると、自転車事故の9割は対自動車・二輪車事故であり、自転車乗用中の事故による死傷者の6割以上がルール違反によるものである。 ・ 都道府県交通安全協会に自転車シミュレータを寄贈し、交通安全教室等で活用することにより、自転車利用者に対して、自転車の安全な利用、ルール遵守等を徹底し、事故防止を図る。 	14,410	12,210	14,410	14,410	0	0.0%

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(6) 運転者の健康管理を支援する「体調予報」システムに関する基礎的検討【(公財)大原記念労働科学研究所】 <ul style="list-style-type: none"> 近年の高齢ドライバー増加に伴い、運転中の急な体調変化に起因すると考えられる健康起因事故への対応が求められている。安全に運転を続けるためには、高齢者に限らず、全てのドライバーが適切に健康管理することが必要である。 本研究では、ドライバーが自身の健康状態に気付き、安全運転のために日頃から健康に気を配る行動の促進を支援する「体調予報」システムを構築するため、職業ドライバーから得られる運行計画および運転情報と、ドライバーの健康に関するデータを収集し、予測アルゴリズムを開発する。 職業ドライバーモデルから得られた知見に基づき、一般ドライバーへの適用モデルを検討する。 	20,000	20,000	19,950	20,000	50	0.3%
(7) 高齢運転者向け認知機能検査の副作用とその緩和策の検討【筑波大学】 <ul style="list-style-type: none"> 道路交通法の改正によって、75歳以上の高齢運転者には運転免許の更新時に、認知機能検査が義務付けられている。同検査は認知機能の低下を発見することにより、左記機能低下による事故を未然に防止する施策だが、同検査で「記憶力・判断力に心配がない」と判定された人に「認知機能に今のところ心配がない」という結果の認識だけでなく「運転技術も高い」という過信（副作用）を招いている可能性が示唆されている。 本研究では、認知機能検査が受検者にもたらす心理的影響の効果・副作用の可能性を大規模調査により検証し、副作用の緩和策を検討し、提案を行う。 	5,000	5,000	8,000	5,000	▲ 3,000	▲37.5%
(8) 自動車安全技術開発を担うエンジニアの育成モデルの研究【東京大学】 <ul style="list-style-type: none"> ASV技術等、自動車安全技術の高度化・専門化が進み、事故削減に貢献しているが、自動車安全技術の全体像を理解するエンジニアが不足している。 本研究では、寄付講座・一般への公開講座等での教育活動を通じて、エンジニアが自動車安全技術の全体像を理解するための教育モデルを検討する。 本研究結果は学会や学術講演会等の場で情報発信することを予定しており、各大学・自動車メーカー等での自動車安全技術教育のモデルケースになることが期待できる。 	10,000	10,000	7,000	3,000	▲ 4,000	▲57.1%
(9) 疾病者による就労時の自動車運転に関するガイドラインの策定に向けた研究【(一社)日本交通科学学会】 <ul style="list-style-type: none"> 健康起因事故の防止として、疾病者が自動車運転を含む労働に従事している場合には、医学的および車両安全の両面から適切に支援や対策を講じる必要がある。 本事業では、雇用者等が適切な判断・指導を行えるガイドラインを作成することで、疾病者による自動車運転時の事故防止に貢献する。 	6,500	6,500	6,500	7,500	1,000	15.4%

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度）	【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(10) 仮想現実運転シミュレーションを用いた運転寿命延伸プログラムの構築【国立研究開発法人国立長寿医療研究センター】	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の高齢ドライバーには免許更新時に認知機能検査が義務付けられるなど、事故防止に向けたスクリーニングが実施されている。 本事業では、仮想現実シミュレーションを活用して簡易に高齢者の運転技能を評価できる方法を開発する。技能の低下が見られる高齢者に対して適切な教育プログラムを提供できる環境を整備することで、安全な運転寿命の延伸を図り、事故防止に貢献することを目指す。 			13,997	9,869	▲ 4,128	▲29.5%
(11) 歩行者事故低減を目的とした子ども用教育ツールの開発と普及に関する研究【（一財）日本自動車研究所】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に配慮した教育内容や方法から構成される教育ツールを開発し、子ども自身が自らの安全を確保できるようになるための安全教育の充実を図るものであり、普及促進の要件を整理することで、子ども目線での安全教育プログラムを広く普及させることを目指す。 ハード面での対策では困難な領域（子どもの飛び出しのような突発的な事象など）をカバーする総合的な交通事故防止対策の一つとして期待される。 				5,000		
(12) 交通環境の多様化による交通事故因子の顕在化と事故抑制のための自動運転社会の技術・環境要件の調査【山梨大学】	<ul style="list-style-type: none"> 交通に関係するヒトや自動車の多様化や高齢者の生活様式の変容など、近年、交通を取り巻く環境が大きく変化してきていることや、これらにより交通安全の確保が難しくなるなどの課題が顕在化していることについて、ヒト（高齢化、性格・感情の抑制、運転補助と危険回避能力の差）と自動車（自動運転、多様なモビリティ）が社会インフラ、とりわけ交通インフラの未熟成による事故誘発に至る事の関係性を調査し、将来に向けた安全な交通の形を示すことで、交通環境多様化による事故増加の防止につながることを期待される。 				7,700		
● 地域密着型交通安全教育の方策開発と普及活動支援【(NPO)安全と安心 心のまなびば】	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根差した交通安全活動を地方の小地域から全国に向けて発信するため、過去の助成事業で実践した経験と結果を活用し、町内会や学区、家庭等の「小さな単位」における交通安全教室の定型化・マニュアル策定を実施する。 本事業においては、少人数で実施する個への教育に着目し、地域における高齢者および子どもを主たる対象として、高齢運転者および家族へのアドバイスツールの活用や家庭でできる交通安全教育の展開を実践するとともに、モデル事業として全国への展開を目指す。 	5,750	5,750	6,190			

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
<p>● 高齢運転者の運転時認知障害の早期発見事業【(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法の改正（平成29年3月12日施行）および高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議でとりまとめられた『高齢運転者交通事故防止対策に関する提言』を受け、75歳以上の高齢運転者（後期対象者）に対する認知能力の低下の早期発見等が求められている。 ・ 上記状況を踏まえ、指定自動車教習所の高齢者講習受講者に対し、任意で所定の検査を受けさせ、認知能力の低下を早期発見して適切な措置を講じることを促す。 	10,580	10,580				
<p>● スマートフォンを利用した個人交通事故リスク算出と行動改善に関する研究【名古屋大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォンを利用してGPS情報による個人の移動履歴を収集し、警察庁等が整備している交通事故統計情報と組み合わせて分析することで、個人の交通行動に基づく事故リスクに関する調査研究を実施する。 ・ 個人の交通行動に基づく交通特性や事故リスクを研究することで、普段の交通行動パターンに応じた交通安全意識の向上や安全確認行動の増進、ハイリスクな場所における交通回避を促進し、交通事故削減に繋げる。 ・ 個人の交通特性や事故リスクを可視化することで、事業所、学級、家族等でのリスクコミュニケーションへの活用や、特に歩行者・自転車等の交通弱者に対する安全支援に資することも期待される。 	12,000	-	-			
<p>● 高齢者の運転再教育および運転リハビリテーションによる運転期間延伸手法の科学的検証と体系化に関する研究【佐賀大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国運転リハビリテーション協会の教育システムを活用して、日本における運転リハビリテーション領域の確立と教育制度の体系化を実践する。 ・ 日本版運転再教育プログラムを開発し、医療機関や自動車学校等との協働により同プログラムを実証して教育効果に係るデータの収集解析を行うことで、実効的な運転期間延伸手法を構築する。 ・ 日本版運転再教育プログラムの実証により、高齢運転者の日常的運転行動記録を収集・解析することで、実効的な運転リハビリテーション・教育制度の実現と高齢運転者による交通事故削減に寄与することが期待される。 	7,500	7,500	7,500			
<p>● 歩行者事故低減に向けた子どもに対する安全教育および周囲の監視に関する研究【(一財)日本自動車研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対歩行中の事故の中で第一当事者となりやすい子どもの事故の防止・低減を目的として、効果的な安全教育および周囲の監視に関するアンケート調査等を実施し、子どもの発達段階に応じた交通安全教育プログラムを作成する。 ・ 子どもの監視（見守り役）を高齢者が遂行する事例を参考として高齢者の事故削減にも資する基礎データを収集し、地域住民全体の交通安全意識向上につながる活動展開が期待される。 	3,000	3,000	3,500			

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
<p>● 加齢脳指標を用いた高齢運転者自動車事故防止対策に関するコホート研究【高知工科大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高齢者の脳を含む老化情報と交通事故との関係性に関する研究」において、万人の脳に発生する白質病変のMRI観察（グレード分類による定性評価）と脳容積計測（脳萎縮の定量評価）の2つの脳指標を合わせた総合評価から、高齢運転者の加齢脳と運転パフォーマンスの有意な関連を示すエビデンスが得られた。 本研究では、年齢だけでは把握しきれない高齢者の個人差に対して、白質病変と脳萎縮の指標を完全定量化し、運転パフォーマンスを予測できる加齢脳指標を定めることを目指す。 			10,000			
<p>● 高齢者事故の抜本解決に向けた自動運転コミュニティバスを活用した健康で安全な健康長寿社会システムの提案【山梨大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者事故の抜本的解決に向けた自動運転コミュニティバスシステムの検討・導入を実現する。 自治体、自動車メーカー、医療・健康・社会システム等各分野の研究者が参画し、愛知県の自動運転特区の取組みと連携した実車による実証実験や、高齢者の健康・QOLへの影響等に関する調査を実施し、高齢者の脳機能・身体機能を維持しながら生活の質を高められる自動運転コミュニティバスシステムの実現を追求する。 	10,000	10,000				
<p>● 歩行者・自転車事故の個別的事故分析に基づく自動運転の事故軽減効果計測手法等の研究開発【埼玉大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的な自動運転の開発・普及により交通事故防止効果が期待される中で、歩行者事故や自転車事故については、その軽減効果が明確ではない。 自動運転による歩行者事故・自転車事故防止効果の計測手法を開発するとともに、回避が難しい事故の防止・軽減に向けた道路協調型の対策手法を検討する。また、自動運転への社会的受容性に関する現状を把握し、円滑な導入に向けた課題・対策を立案する。 	5,184	5,184				
<p>● 高齢者の脳を含む老化情報と交通事故との関係性に関する研究【高知工科大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知県の特定地域内における高齢者を対象に、脳MRIデータを含めた老化に関する生体情報と交通事故情報を収集してデータベースを作成し、脳を含む老化情報と交通事故の関係性に関するコホート研究を実施する。 被験者からは、老化に関する生体情報（脳MRI検査・認知機能検査・身体能力検査情報等を含む）、運動・食事・睡眠等の生活習慣情報、ドライブレコーダによる運転情報情報、交通違反・交通事故・運転免許情報等様々なデータを収集し、老化現象と交通事故との関係性を解明して効果的な事故防止対策手法の提言につなげる。 	10,000	10,000				
(小 計)	180,534	166,065	180,974	156,571	▲ 24,403	▲ 13.5%

2. 救急医療体制の整備

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(1) 救急医療機器購入費補助【日本赤十字社】 ・ 医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。	170,766	170,766	162,228	154,117	▲ 8,111	▲5.0%
(2) 救急医療機器購入費補助【(社福)済生会】 ・ 医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。	136,545	135,434	135,070	131,176	▲ 3,894	▲2.9%
(3) 救急医療機器購入費補助【(社福)北海道社会事業協会】 ・ 医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。	15,010	15,010	15,000	15,000	0	0.0%
(4) 救命救急センターへの救急医療機器購入費補助【(一社)日本外傷学会】 ・ 交通事故による重症患者が搬送される救急救命センターにおける救急医療機器の購入を支援し、救急医師の負担軽減、患者の病態改善に迅速に対応し、防ぎえた死亡の減少を図る。 ・ 本事業では、日本外傷学会内に支援病院の選定委員会を組織して選定する。なお、選定機器は救命率向上に有効な機器とする。	120,000	109,163	120,000	120,000	0	0.0%
(5) 高規格救急自動車の寄贈【消防庁】 ・ 被害者救済に直結する高規格救急自動車を寄贈する。高規格救急自動車の普及により、救急救命士による応急措置の高度化、救命率の向上が期待される。 ・ 普及率は一定の水準に達したが、耐用期間満了による救急医療体制の後退を防ぐ観点から、2013年度から寄贈台数を減らし、継続して寄贈する。	50,000	47,190	50,000	50,000	0	0.0%

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(6) 救急外傷診療の研修会費用補助【(NPO)日本外傷診療研究機構】 ・ 外傷診療を行う医療従事者を対象とする「救急外傷における適切な標準治療に関する研修会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備を図る。防ぎえた死亡を減少させることが期待される。	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0.0%
(7) 救急外傷看護の研修会費用補助【(一社)日本救急看護学会】 ・ 外傷看護を行う看護師を対象とした「救急外傷患者看護に関する研修会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備を図ることで、防ぎえた死亡を減少させることが期待される。	8,500	8,500	8,500	8,500	0	0.0%
(8) ドクターヘリ講習会費用補助【(一社)日本航空医療学会】 ・ ドクターヘリ関係者（医師・看護師・運行者等）を対象とした「ドクターヘリ講習会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。救命率の向上、医療費の削減等が期待される。	3,500	3,500	3,500	3,500	0	0.0%
(9) ヘリコプターを活用した救急医療システム構築のための事業補助【(NPO)救急ヘリ病院ネットワーク】 ・ 救急ヘリコプターに関する広報誌「HEM-Netプラザ」の発刊・配布、ホームページ等を通じた広報・啓発活動を支援する。 ・ 救急ヘリコプターによる医療効果は高いとされており、その重要性と必要性について、社会一般の認識・理解を一層高め、ドクターヘリの普及・円滑な運行に寄与する。	7,000	7,000	7,000	7,000	0	0.0%
(小 計)	521,321	506,563	511,298	499,293	▲ 12,005	▲ 2.3%

3. 自動車事故被害者対策

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(1) 交通事故無料相談事業支援【(公財)交通事故紛争処理センター】 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故による当事者間の紛争の適切な処理に資するため、同センター嘱託弁護士による無料の法律相談、和解あっ旋等の事業を支援する。 保険会社の利益に属さない自賠責運用益を活用することで、中立的な立場から事業を行い、迅速な紛争解決を図ることが期待される。 	799,988	799,988	789,195	757,808	▲ 31,387	▲4.0%
(2) 自動運転車による事故の原因究明に向けた体制整備への支援【(公財)交通事故総合分析センター】 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省において実施した「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」では、当面、自賠法上、システムが運転主体となるケースでも運行供用者責任があるとされるが、自動運転車での事故発生時に自賠責保険でカバーする以上の損害が発生する場合、加害者に資力がなければ、被害者が十分な補償を受けられない可能性がある。 本事業では、被害者が加害者の資力等に関わらず十分な補償を受けられる可能性を高めるため、抛出先で運営が想定される事故の原因を調査する体制の構築・整備を支援する。 なお、調査結果は同様の事故の再発防止も促す効果もあり、自動車事故防止対策としても貢献する側面があると思われる。 	15,000	15,000	14,990	8,289	▲ 6,701	▲44.7%
(3) 損害賠償金による交通遺児育成基金事業支援【(公財)交通遺児等育成基金】 <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児の賠償金を効率的・安定的に運用して、遺児育成のための資金を長期にわたり定期的に給付する制度を支援し、交通遺児の保護・救済に資する。 	15,728	15,728	15,982	17,470	1,488	9.3%
(4) 交通遺児への奨学金支給補助【(公財)交通遺児育英会】 <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児家庭の生活の支えとして、高校や大学等への進学のための奨学金貸与の要請は高まっている。一方、金融環境の悪化等により本育英会の運営は不安定な状況にある。 本育成会の交通遺児就学支援事業（奨学金貸与等）を支援することにより、交通遺児の教育の機会均等を図る。 	30,000	30,000	30,000	30,000	0	0.0%
(5) 交通事故被害者への情報提供・研修会等開催費用補助【自動車事故被害者団体等】 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故による被害者やその家族に対する情報提供を目的とした研修会・勉強会の開催費用を補助する。研修会・勉強会を通じて、交通事故被害者やその家族に対する適切な情報提供、意見交換、交流が期待される。 	8,500	7,120	10,000	10,000	0	0.0%
(6) 被害者・その家族等の心のケア推進事業支援【(公社)全国被害者支援ネットワーク】 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故等の被害者支援活動を推進するための広報活動（「被害者支援ニュース」および「被害者の声」の発行）を支援する。 広報活動を通じて被害者支援の理解を深めることで、交通事故被害者の支援活動の充実が期待される。 	2,100	2,100	2,100	2,100	0	0.0%

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(7) 遷延性意識障害者の家族の介護に関する講演会および勉強会開催費用補助【(一社)日本意識障害学会】 ・ 遷延性意識障害（植物症）の患者を介護する家族への情報提供の場として講演会・勉強会を開催し、全国における事例等、介護に関する種々の情報を提供する。遷延性意識障害者とその家族が直面する課題等への支援が期待される。	2,000	2,000	2,000	0	▲ 2,000	▲100.0%
(8) リハビリテーション講習会開催費用補助【リハビリテーション病院等】 ・ 交通事故による脳外傷や脊椎損傷などで重度後遺障害を被った被害者やその家族に対する講習会費用を補助する。各都道府県で実施する講習会を通じて、適切な情報提供、意見交換、交流が期待される。	41,000	16,856	40,000	40,000	0	0.0%
(9) 脊髄損傷当事者によるピアサポート事業支援【(公社)全国脊髄損傷者連合会】 ・ ピアマネージャー（治療やリハビリを終えて社会復帰した先輩の脊髄損傷者）による脊髄損傷者のためのピアサポート活動 ^(注) を支援する。脊髄損傷者への情報提供、早期社会復帰が期待される。 (注) リハビリセンター・医療機関等に入院中の脊髄損傷者およびその家族を対象としたグループ相談会開催、ピアマネージャーの派遣、病院・自宅等個別訪問、ロールモデル（社会復帰をとげた脊髄損傷者）の派遣及び講演会の実施、ピアマネージャーの現任研修会の実施等。	12,187	12,187	11,566	18,120	6,554	56.7%
(10) 脊髄損傷の再生医療に関する勉強会開催費用補助【(NPO)日本せきずい基金】 ・ 脊髄損傷治療における再生医療に関する勉強会の開催費用を補助する。 ・ 従来、脊髄損傷の治療は不可能とされてきたが、ES細胞・iPS細胞の技術開発により、臨床試験が実施されている。同勉強会を通じ、脊髄損傷治療の展望や、早期リハビリテーションによる傷害重度化の予防などシステムティックなケア・システムを確立するための当事者・家族の理解を深める情報提供の場とする。 ・ 将来的に急性期から慢性期まで一貫した医療とリハビリを提供する脊髄損傷センターの整備を目指す。 ・ 脊髄損傷者の実態調査を実施し、慢性期脊髄損傷患者の治療、リハビリテーション、生活指導等に脊髄損傷者に特化したQOL評価の指標を活用する。	8,058	8,058	7,200	6,000	▲ 1,200	▲16.7%
(11) グリーフケア人材養成講座の運営支援・受講料補助【(学)上智学院】 ・ 交通事故等により家族を失った遺族等の悲嘆に寄り添う人材を育成するため、グリーフケア人材養成講座の運営を支援する。また、交通事故遺族関係者が本講座を受講する場合、受講料の一定額を補助する。 ・ グリーフケア人材の養成により、交通事故被害者遺族等の「心のケア」の推進に資することが期待される。	12,000	12,000	12,000	12,000	0	0.0%

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度）	【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(12) 高次脳機能障害当事者によるピアサポートの研究【エスポアール出雲クリニック】	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害者（当事者）が、支援者として当事者や他の家族支援が可能となる研究を実施し、ピアサポーター養成のテキストを作成する。 当事者がピアサポート活動に従事することは、被支援者に対する支援が充実することに加え、支援者自身の自立にもつながる。 作成したテキストに基づき基礎研修プログラムを構築し、全国展開することにより、全国の高次脳機能障害者・家族への支援拡大が期待できる。 	11,500	11,500	11,500	0	▲ 11,500	▲100.0%
(13) 地域通所施設をめぐる高次脳機能障害者への支援プログラムに関する研究【神奈川工科大学】	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害者への支援では、医療機関による治療・リハビリテーションや地域の障害福祉サービス機関による日中活動という生活支援等を行っている。医療機関で研究されている訓練プログラムの有効性は確認されているが、リハビリテーション専門職が殆ど配置されていない障害福祉サービス機関で同プログラムを援用することは難しい現状にある。 本研究では、当該分野で実績・知見が蓄積されている病院の訓練プログラムを体系化し、リハビリテーション専門職の視点を織り込んだ支援プログラムを構築することで、地域の障害福祉サービス機関においても効果の高い生活支援を受けられる環境を整備することを旨とする。 			2,300	3,200	900	39.1%
(14) 交通事故遺族を対象としたグリーフケアの質の向上とその基盤整備に関する研究【関西学院大学】	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故遺族を対象とし、彼らが直面する諸問題のうち、特に心理的影響に注目し、それに応じた支援のあり方について検討するものであり、交通事故による死別が遺族に及ぼす心理的影響とその関連要因を明らかにするとともに、遺族支援活動の継続や質の向上を目的として支援者の養成を図ることで、交通事故遺族のための心理・社会的支援体制を構築することを目的とする。 交通事故被害者の遺族に対する「真に必要な寄り添い方」と「あるべき姿・環境」を示し、普及させることにより、交通事故被害者遺族の心のケアに寄与することが期待される。 				7,000		

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(15) 水中環境を用いたリハビリテーションにおける自動車事故受傷者及びその家族の心理的回復プロセス並びに地域における障害理解に関する研究【(一社)輝水会】 <ul style="list-style-type: none"> 水中環境での運動継続による心身の変化を通し、自動車事故受傷者の心理的回復を研究し、社会的障壁を除去することを目指す。その過程においては、当事者や家族に対して入念なインタビューを行い、体調や気持ちの変化等について調査していくことに加え、医療機関の専門医の協力を得て、訓練効果や機能的変化に係る医学的エビデンスの取得と構築を行い、研究の成果を「輝水会モデル」として確立させたいと、その効果について広く公開を行うことにより、全国の自動車事故受傷者・家族への普及が期待できる。 				3,050		
● 交通事故等の遺族による被害者等の生きた証を伝承する活動が心のケアに寄与する影響に関する調査【関西学院大学】 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故被害者支援の方策の一つとして、深い悲しみにある交通事故被害者の遺族が、その生きた証を伝承する活動の実態と社会に与える影響を明らかにする。 近年、遺族支援を意味する「グリーフケア」が広まりつつあり、交通事故被害者の遺族がその生きた証を伝承する活動の普及・拡大を通じて、他の被害者との交流や情報共有を図り、心のケアに寄与することが期待される。 	1,260	1,260	1,360			
● 高次脳機能障害者の社会復帰支援に関する研究事業【(一社)日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会】 <ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害を含む脳損傷の当事者は症状が複雑で心理的な落ち込みも深く、立ち直って社会参加するための支援体制が必要である。 高次脳機能障害の当事者、医療福祉職、学者等の協同により、地域社会への参画を通じた社会復帰支援モデルを構築する。 	4,380	4,380				
(小 計)	963,701	938,177	950,193	915,037	▲ 35,156	▲ 3.7%

4. 後遺障害認定対策

(単位：千円)

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(1) 自動車事故医療研究助成【公募】 <ul style="list-style-type: none"> 交通外傷に関する有益で有効な研究を支援することで、医療の進歩に資することが期待される。 助成は、課題を定めずに募集する「一般」と時宜に適った課題を複数特定して募集する「特定課題」の2種類とする。 助成テーマは、学識経験者で構成する選定委員会において決定する。 	77,000	76,412	77,000	77,000	0	0.0%
(小 計)	77,000	76,412	77,000	77,000	0	0.0%

5. 医療費支払適正化対策

事業の内容（令和4年度） 【 】内は事業主体、●は終了事業	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
(1) 医療費支払適正化のための医療研修【(一社)日本損害保険協会】 ・ 損保会社等の自動車損害調査担当者向けに交通事故医療に関する研修を行い、医療費支払いの適正化を図る。 ・ 研修は、社員向けとして4コース（応用、研究、判例研究、特科A,B,Cコース）、弁護士向けとして1コース（弁護士メディカルコース）を設けて実施する。	104,873	98,124	104,510	104,510	0	0.0%
(2) 自賠責保険診療報酬基準案普及促進費【(一社)日本損害保険協会】 ・ 自賠責保険の支払保険金の適正化のため、「自賠責保険診療報酬基準案」を全国で普及させ、医療費支払いの適正化を図る。 ・ 各地区において普及率向上に向けた活動等を行う。 ※1984年12月の自賠責保険審議会答申の指摘に基づき実施。	19,300	17,828	19,300	19,300	0	0.0%
(3) 民間医療機関の医師等への自賠責保険制度・運用等に関する研修【(公社)日本医師会】 ・ 医師等に対し自賠責保険制度・運用等に関する研修を全国各地で実施し、医療費支払いの適正化を図る。 ※2000年6月の自賠責保険審議会答申の指摘に基づき実施。	9,000	2,409	9,000	9,000	0	0.0%
(小 計)	133,173	118,361	132,810	132,810	0	0.0%

※ 1. 自動車事故防止対策、2. 救急医療体制の整備、3. 自動車事故被害者対策、4. 後遺障害認定対策および5. 医療費支払適正化対策の合計金額

(単位：千円)

	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額 (b)	増減額 (b - a)	増減率 (%)
合 計	1,875,729	1,805,578	1,852,275	1,780,711	▲ 71,564	▲3.9%

令和4年度 J A 共済の運用益の使途について

令和4年7月

自賠責共済運用益拠出事業（詳細）

（単位：千円）

1. 自動車事故防止対策

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は事業主体	令和2年度 計画額	令和2年度 実績額	令和3年度 計画額 (a)	令和4年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 全国一斉交通安全運動の協賛 全国のJA等で交通安全運動期間中に同運動ポスターを掲示し、交通事故防止を図る。【内閣府他】		1,000	918	1,000	1,000	0	0.0%
(2) シートベルト・チャイルドシート着用推進運動の協賛 シートベルト・チャイルドシート着用促進の広報活動等により交通事故防止を図る。 【シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会】		1,000	1,000	1,000	1,000	0	0.0%
(3) 自動車点検整備推進運動の協賛 自動車点検整備推進運動に協賛し、交通事故の防止を図る。【自動車点検整備推進協議会】		500	500	500	500	0	0.0%
(4) 交通安全スローガン・ポスター募集事業への協賛 交通安全スローガンおよび当該スローガンを使用したポスターの募集を行い、優秀作品を活用した啓発活動を実施し交通事故の防止を図る。【毎日新聞社・(一財)全日本交通安全協会】		2,750	2,750	2,750	2,750	0	0.0%
(5) 全日本交通安全協会の支援 交通安全に関する広報活動、交通安全表彰、交通安全教育の推進等を実施する(一財)全日本交通安全協会を支援し、交通事故の防止を図る。【(一財)全日本交通安全協会】		2,000	2,000	2,000	2,000	0	0.0%
(6) 反射材を活用した交通安全啓発活動の実施 夜間の交通事故防止に効果的な反射材の普及促進を図るため、反射材フェアに協賛する。【(一財)全日本交通安全協会(後援予定：警察庁)】		6,500	6,500	6,500	6,500	0	0.0%
(7) 幼児向け交通安全教室の実施 全国各地で、幼稚園・保育園児とその保護者を対象とした交通安全教室を開催し、交通事故の未然防止を図る。【JA・JA共済連(後援予定：内閣府、警察庁、国土交通省他)】		120,000	61,511	155,000	116,500	▲ 38,500	▲ 24.8%
(8) 小学生向け交通安全教材の提供 コロナ禍の影響により開催ができなかった幼児向け交通安全教室の代替として、小学校の授業で活用できる歩行中・自転車搭乗中の交通ルール学習映像と指導者用ガイドブック、ワークシートのセット教材を複製し、全国の小学校および県警・各都道府県に対して配布する。【JA・JA共済連】		40,000	36,031	—	—	—	—
(9) 生徒向け自転車交通安全教室の実施 全国各地で、中高生を対象とした交通事故の実演(スタントマン)により自転車事故の危険性を学ぶ交通安全教室を開催し、交通事故の未然防止を図る。【JA共済連・各都道府県警察本部】		212,005	156,301	212,005	212,005	0	0.0%
(10) シルバー世代向け交通安全教室の実施 高齢者を対象とした交通安全講話や敏捷性測定等の交通安全教室を開催し、交通事故の未然防止を図る。【JA・JA共済連】		140,000	35,249	96,000	96,000	0	0.0%
(11) シルバー世代向け自動車安全運転診断の実施 高齢者を対象とした交通事故未然防止に向けた自動車安全運転診断等により、交通安全意識の向上促進を図る。【JA・JA共済連】		105,291	71,621	115,000	87,500	▲ 27,500	▲ 23.9%
(12) ASV(先進安全自動車)普及促進に向けた広報啓発活動 高齢者を中心に、ASV(先進安全自動車)の普及促進に向けた広報・啓発活動を行う。【JA共済連他】		—	—	—	30,000	30,000	—
(13) 自転車ヘルメット着用の必要性訴求のための啓発資料作成 自動車と自転車の衝突実験動画を制作し・本会ホームページや県警を通じた啓発活動を展開する。【JA共済連他】		—	—	—	40,000	40,000	—
(14) シルバー世代向け交通安全啓発活動の実施 高齢者を対象とした交通安全啓発のための映像資料や冊子等を作成し、高齢者に対する交通安全啓発を行う。【JA・JA共済連】		—	—	20,000	—	▲ 20,000	▲ 100.0%
小 計		631,046	374,383	611,755	595,755	▲ 16,000	▲ 2.6%

(単位：千円)

2. 救急医療体制の整備

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は事業主体	令和2年度 計画額	令和2年度 実績額	令和3年度 計画額 (a)	令和4年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 救急医療機器等購入費補助 地域の救急医療を担う厚生連病院等に対して救急医療機器等の購入費を補助し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。 全国の厚生連病院105病院のうち、96病院が救急告示を、29病院がへき地中核・医療拠点病院指定を受けている。(令和3年3月31日現在) 【厚生連病院他】		390,000	389,064	390,000	370,000	▲ 20,000	▲5.1%
(2) 救急ヘリ普及推進活動の支援 救急医療用ヘリに関する啓発・広報活動を支援し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。 【認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク】		5,500	5,500	5,500	5,500	0	0.0%
小 計		395,500	394,564	395,500	375,500	▲ 20,000	▲5.1%

(単位：千円)

3. 自動車事故被害者対策

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は事業主体	令和2年度 計画額	令和2年度 実績額	令和3年度 計画額 (a)	令和4年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 自賠償制度周知活動の実施 自賠償共済・保険の未加入車両の解消を図る自賠償制度周知活動を通じて、被害者救済を図る。 【国土交通省他】		3,000	2,639	3,000	3,000	0	0.0%
(2) 交通事故無料法律相談事業の支援 自動車事故損害賠償に関する無料法律相談事業を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通事故紛争処理センター】		69,975	69,975	60,570	64,211	3,641	6.0%
(3) 交通事故無料法律相談機関の支援 交通事故に関する無料法律相談機関を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)日弁連交通事故相談センター】		20,000	20,000	25,000	30,000	5,000	20.0%
(4) 介助犬の普及支援 身体障害者の日常生活を補助する介助犬の普及活動を支援し、被害者救済を図る。 【(社福)日本介助犬協会・NPO法人日本補助犬情報センター・J A ・ J A 共済連】		61,800	43,638	55,800	55,800	0	0.0%
(5) 交通事故医療研究の支援 交通事故医療に関する研究を公募のうえ選定した医療研究25件に助成し、医療の進歩に寄与することを通じて被害者救済を図る。【公募】		25,000	23,291	25,000	25,000	0	0.0%
(6) (公財)交通遺児等育成基金の支援 交通遺児の生活基盤安定を目的とする(公財)交通遺児等育成基金を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通遺児等育成基金】		2,359	2,217	2,397	2,620	223	9.3%
(7) (公財)交通遺児育英会の支援 交通遺児の修学を援助する(公財)交通遺児育英会を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通遺児育英会】		10,000	10,000	10,000	10,000	0	0.0%
(8) 重度脳損傷後の意識障がい者と家族に関する研究 <令和3年度終了施策(3年計画の最終年度)> 家族の介護負担要員に対する方策の提案とそのニーズに関する調査を実施する。【筑波大学】		970	970	970	—	▲ 970	▲100.0%
小 計		193,104	172,730	182,737	190,631	7,894	4.3%

4. 後遺障害認定対策

(単位：千円)

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は事業主体	令和2年度 計画額	令和2年度 実績額	令和3年度 計画額 (a)	令和4年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 適性な後遺障害認定に資する医療研究に対する支援の実施 交通事故医療に関する臨床的研究を対象に、研究課題を特定して公募のうえ選定した医療研究に助成し、交通事故被害者に対する適正な後遺障害認定に資する。【公募】		3,000	3,000	6,000	9,000	3,000	50.0%
小 計		3,000	3,000	6,000	9,000	3,000	50.0%

5. 医療費支払適正化対策

(単位：千円)

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は事業主体	令和2年度 計画額	令和2年度 実績額	令和3年度 計画額 (a)	令和4年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 医療分野研修等の実施 医療分野研修を実施し、医療費支払の適正化を図る。 【(一社)JA共済総合研究所】		55,200	44,723	55,200	55,200	0	0.0%
小 計		55,200	44,723	55,200	55,200	0	0.0%

※ 1. 自動車事故防止対策、2. 救急医療体制の整備、3. 自動車事故被害者対策、4. 後遺障害認定対策 および 5. 医療費支払適正化対策の合計金額

(単位：千円)

	令和2年度 計画額	令和2年度 実績額	令和3年度 計画額 (a)	令和4年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
合 計	1,277,850	989,402	1,251,192	1,226,086	▲ 25,106	▲2.0%